

小売参入全面自由化に伴う電気事業類型の見直し

- 小売参入全面自由化により、「一般電気事業」や「特定規模電気事業」といった区別がなくなることから、発電事業、送配電事業、小売電気事業ごとに、それぞれ必要な規制を課す。(発電事業は届出制、送配電事業は許可制、小売電気事業は登録制とする。)

